

## 第9部「手術」における評価の見直し

### 口腔粘膜蛍光観察加算の新設

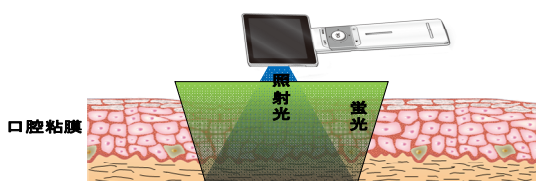
➤ 舌悪性腫瘍手術において、口腔粘膜蛍光観察機器を使用した場合の加算を新設する。

**(新) 口腔粘膜蛍光観察加算 200点**

[算定対象]

注 区分番号J018に掲げる手術に当たって、口腔粘膜蛍光観察機器を使用した場合に加算する。

口腔粘膜蛍光観察評価加算は、画像等による口腔粘膜の評価を複数回実施するとともに、当該技術の補助により手術が行われた場合に算定する。なお、撮影した対象病変部位の画像を診療録に添付又は電子媒体に保存・管理するとともに所見を診療録に記載すること。



自家蛍光：FAD、コラーゲンクロスリンクが蛍光源となって発生  
口腔癌・前癌病変では、FADが減少し、コラーゲンクロスリンクが破壊  
⇒口腔癌・前癌病変では蛍光ロスが発生し、暗い影となる

**(告示) J200-4-4 口腔粘膜蛍光観察評価加算 200点 【新設】**

注 区分番号J018に掲げる手術に当たって、口腔粘膜蛍光観察機器を使用した場合に加算する。

**(通知)**

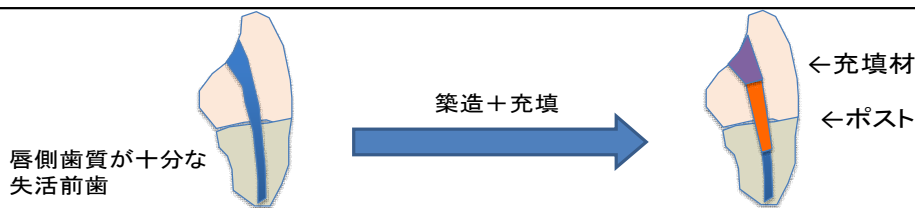
口腔粘膜蛍光観察評価加算は、画像等による口腔粘膜の評価を複数回実施するとともに、当該技術の補助により手術が行われた場合に算定する。なお、撮影した対象病変部位の画像を診療録に添付又は電子媒体に保存・管理するとともに所見を診療録に記載すること。

## 第12部「歯冠修復及び欠損補綴」における評価の見直し

### 築造

- 根管充填後の処置について、実態に合わせた評価になるよう見直す。

現行	改定後
【充填】	【充填】 (8) 歯冠部の唇側歯質が十分に残存している前歯部の失活歯に対して充填を行うに当たり、歯冠部の破折の防止を目的として、複合レジン(築造用)と併せてファイバーポスト(支台築造用)又は複合レジン(築造用)と併せてスクリューポスト(支台築造用)を併用した場合は、区分番号M002に掲げる支台築造の「2 直接法」のそれぞれの区分に従い算定する。またこの場合、区分番号M001に掲げる歯冠形成の「3 窩洞形成」及び当該処置をそれぞれの区分に従い算定する。



### (通知) M009 充填

- (8) 歯冠部の唇側歯質が十分に残存している前歯部の失活歯に対して充填を行うに当たり、歯冠部の破折の防止を目的として、複合レジン(築造用)及びファイバーポスト(支台築造用)又は複合レジン(築造用)及びスクリューポスト(支台築造用)を併用した場合は、区分番号M002に掲げる支台築造の「2 直接法」のそれぞれの区分に従い算定する。またこの場合、区分番号M001に掲げる歯冠形成の「3 窩洞形成」及び充填をそれぞれの区分に従い算定する。【追加】

## 歯科固有の技術の評価の見直し(歯冠修復及び欠損補綴)

### 第12部「歯冠修復及び欠損補綴」における評価の見直し

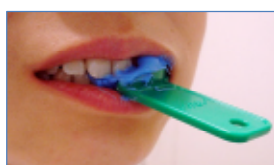
- 在宅療養中の患者に対するシリコーン印象材による咬合印象法についての評価を新設する。

#### (新) 咬合印象

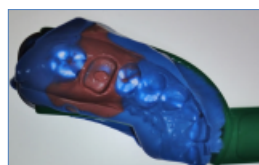
140点

##### [算定要件]

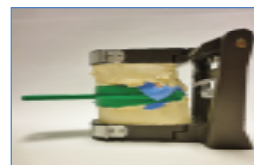
咬合印象とは、在宅等において療養を行っている通院困難な患者に対し、臼歯部における垂直的咬合関係を有する臼歯の歯冠修復(ただし、単独冠に限る。)に対して、歯科用シリコーン印象材を用いて咬合印象を行った場合をいう。なお、当該処置を行った場合、区分番号M006に掲げる咬合採得は所定点数に含まれ別に算定できない。



咬合印象用トレーを用いた印象採得



印象体  
※対合歯と咬合している部分は印象材が薄くなる



咬合器装着

#### (告示) M003-3 咬合印象

140点 (新設)

##### (通知)

咬合印象とは、在宅等において療養を行っている通院困難な患者に対し、臼歯部における垂直的咬合関係を有する臼歯の歯冠修復(単独冠に限る。)に対して、歯科用シリコーン印象材を用いて咬合印象を行った場合をいう。なお、当該処置を行った場合、区分番号M006に掲げる咬合採得は所定点数に含まれ別に算定できない。

## 第12部「歯冠修復及び欠損補綴」における評価の見直し

### 線鉤の二腕鉤での鑄造レストの評価

➤ 線鉤の二腕鉤における鑄造レストの取扱いを見直す。

現行	改定後
【コンビネーション鉤(1個につき)】 [算定要件] 232点	【コンビネーション鉤(1個につき)】 [算定要件] 232点 (1) コンビネーション鉤とは、二腕鉤にそれぞれ鑄造鉤と線鉤を組み合わせて製作したものをいう。 (2) (1)の規定にかかわらず、線鉤と鑄造レストを組み合わせて製作した場合、本区分により算定して差し支えない。



線鉤(レスト付き)






線鉤 + 鑄造レスト

#### (通知) M021-2 コンビネーション鉤

- (1) コンビネーション鉤とは、二腕鉤にそれぞれ鑄造鉤と線鉤を組み合わせて製作したものをいう。【追加】
- (2) (1)の規定にかかわらず、線鉤と鑄造レストを組み合わせて製作した場合、本区分により算定して差し支えない。【追加】

## 第12部「歯冠修復及び欠損補綴」における評価の見直し

### 接着ブリッジ装着料内面処理加算

現行	改定後
<p>【装着】 [算定要件] 2 欠損補綴(1装置につき) イ ブリッジ (1) 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合 150点 (2) 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合 300点 注1 区分番号MO15-2に掲げるCAD/CAM冠又は区分番号MO17-2に掲げる高強度硬質レジンブリッジを装着する際に、歯質に対する接着性を向上させることを目的に内面処理を行った場合は、それぞれについて45点又は90点を所定点数に加算する。</p>	<p>【装着】 [算定要件] 2 欠損補綴(1装置につき) イ ブリッジ (1) 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合 150点 (2) 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合 300点 注1 区分番号MO15-2に掲げるCAD/CAM冠又は区分番号MO17-2に掲げる高強度硬質レジンブリッジを装着する際に、歯質に対する接着性を向上させることを目的に内面処理を行った場合は、<b>内面処理加算1</b>として、それぞれについて45点又は90点を所定点数に加算する。 <b>注2 接着ブリッジを装着する際に、歯質に対する接着性を向上させることを目的に内面処理を行った場合は、内面処理加算2として、接着冠ごとに45点を所定点数に加算する。</b></p>
	
 <p>メタルプライマーによる内面処理</p>	 <p>接着ブリッジ</p>

#### (告示) M005 装着

##### 2 欠損補綴(1装置につき)

##### イ ブリッジ

注1 区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠又は区分番号M017-2に掲げる高強度硬質レジンブリッジを装着する際に、歯質に対する接着性を向上させることを目的に内面処理を行った場合は、内面処理加算1として、それぞれについて45点又は90点を所定点数に加算する。

注2 接着ブリッジを装着する際に、歯質に対する接着性を向上させることを目的に内面処理を行った場合は、内面処理加算2として、接着冠ごとに45点を所定点数に加算する。【追加】

#### (通知)


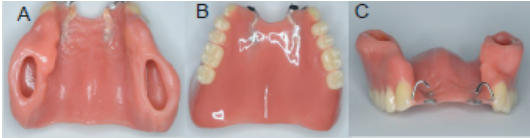
(6) 「注1」の内面処理加算1とは、CAD/CAM冠又は高強度硬質レジンブリッジを装着する際に、歯質に対する接着力を向上させるために行うアルミナ・サンドブラスト処理及びシランカップリング処理等をいう。なお、当該処理に係る保険医療材料等の費用は、所定点数に含まれる。

(7) 「注2」の内面処理加算2とは、接着ブリッジを装着する際に、歯質に対する接着力を向上させるために行うアルミナ・サンドブラスト処理及び金属接着性プライマー処理等をいう。なお、当該処理に係る保険医療材料等の費用は、所定点数に含まれる。【追加】

## 第12部「歯冠修復及び欠損補綴」における評価の見直し

### 口蓋補綴等に対する軟質材料の適用拡大

- 有床義歯内面適合法及び口蓋補綴における軟質材料の適用を拡大する。

現行	改定後
<p>【有床義歯内面適合法】 2 軟質材料を用いる場合(1顎につき) 1200点 [算定要件] 注1 2については、下顎総義歯に限る。</p> <p>【口蓋補綴、顎補綴】 [算定要件]</p>	<p>【有床義歯内面適合法】 2 軟質材料を用いる場合(1顎につき) 1200点 [算定要件] 注1 2については、下顎総義歯又は区分番号M025に掲げる口蓋補綴、顎補綴に限る。</p> <p>【口蓋補綴、顎補綴】 [算定要件] <u>(4) 「(1)のイ 腫瘍、顎骨嚢胞等による顎骨切除に対する口蓋補綴装置又は顎補綴装置」とは、腫瘍、顎骨嚢胞等による顎骨切除を行った患者に対して構音、咀嚼及び嚥下機能の回復を目的に製作する装置をいう。なお、新製時に必要に応じて区分番号M030に掲げる有床義歯内面適合法に用いる義歯床用軟質裏装材を用いて口蓋補綴又は顎補綴(義歯を伴う場合を含む。)を製作して差し支えない。この場合は、新製した口蓋補綴又は顎補綴の装着時に、区分番号M030に掲げる有床義歯内面適合法の「2 軟質材料を用いる場合」を「注2」の規定により別に算定して差し支えない。また、口蓋補綴又は顎補綴の保険医療材料料とは別に区分番号M030に掲げる有床義歯内面適合法の特定保険医療材料料を算定する。</u></p>
	
	

#### (告示) M030 有床義歯内面適合法

##### 2 軟質材料を用いる場合(1顎につき)

注1 2については、下顎総義歯又は区分番号M025に掲げる口蓋補綴、顎補綴に限る。

#### (通知)

- (2) 「2 軟質材料を用いる場合」は、顎堤の吸収が著しい又は顎堤粘膜が菲薄である等、硬質材料による床裏装では症状の改善が困難である下顎総義歯患者又は区分番号M025に掲げる口蓋補綴、顎補綴の(1)のイに規定する装置(義歯を伴う場合を含む。)による補綴を行い、有床義歯装着後、当該義歯不適合の患者に対して、義歯床用軟質裏装材を使用して間接法により床裏装を行った場合に算定する。

なお、「2 軟質材料を用いる場合」の算定に当たっては、顎堤吸収の状態、顎堤粘膜の状態等、症状の要点及び使用した材料名を診療録に記載する。

#### (通知) M025 口蓋補綴、顎補綴

- (4) 「(1)のイ 腫瘍、顎骨嚢胞等による顎骨切除に対する口蓋補綴装置又は顎補綴装置」とは、腫瘍、顎骨嚢胞等による顎骨切除を行った患者に対して構音、咀嚼及び嚥下機能の回復を目的に製作する装置をいう。なお、新製時に必要に応じて区分番号M030に掲げる有床義歯内面適合法に用いる義歯床用軟質裏装材を用いて口蓋補綴又は顎補綴(義歯を伴う場合を含む。)を製作して差し支えない。この場合は、新製した口蓋補綴又は顎補綴の装着時に、区分番号M030に掲げる有床義歯内面適合法の「2 軟質材料を用いる場合」を「注2」の規定により別に算定して差し支えない。また、口蓋補綴又は顎補綴の保険医療材料料とは別に区分番号M030に掲げる有床義歯内面適合法の特定保険医療材料料を算定する。

## 第12部「歯冠修復及び欠損補綴」における評価の見直し

➤ 歯冠修復及び欠損補綴の既存技術について、実態にあわせた評価となるよう、見直しを行う。

充填等	現行	改定後
う蝕歯即時充填形成	126点	<u>128点</u>
支台築造印象	32点	<u>34点</u>
充填1 単純なもの	104点	<u>106点</u>
充填1 複雑なもの	156点	<u>158点</u>

クラウン・ブリッジ	現行	改定後
非金属歯冠修復 レジンインレー 単純なもの	104点	<u>124点</u>
非金属歯冠修復 レジンインレー 複雑なもの	156点	<u>176点</u>
レジン前装金属ボンテック 大臼歯 加算	50点	<u>60点</u>

## 第12部「歯冠修復及び欠損補綴」における評価の見直し

➤ 歯冠修復及び欠損補綴の既存技術について、実態にあわせた評価となるよう、見直しを行う。

有床義歯	現行	改定後
局部義歯 1歯から4歯まで	584点	<u>588点</u>
局部義歯 5歯から8歯まで	718点	<u>724点</u>
局部義歯 9歯から11歯まで	954点	<u>962点</u>
局部義歯 12歯から14歯まで	1382点	<u>1391点</u>
総義歯	2162点	<u>2172点</u>

熱可塑性樹脂有床義歯	現行	改定後
局部義歯 1歯から4歯まで	652点	<u>642点</u>
局部義歯 5歯から8歯まで	878点	<u>866点</u>
局部義歯 9歯から11歯まで	1094点	<u>1080点</u>
局部義歯 12歯から14歯まで	1712点	<u>1696点</u>
総義歯	2722点	<u>2704点</u>



## 第12部「**歯冠修復及び欠損補綴**」における評価の見直し

➤ 歯冠修復及び欠損補綴の既存技術について、実態にあわせた評価となるよう、見直しを行う。

支台装置等	現行	改定後
鑄造鉤 双子鉤	246点	251点
鑄造鉤 二腕鉤	228点	231点
線鉤 双子鉤	212点	220点
バー 鑄造バー	450点	454点
バー 屈曲バー	260点	264点
補綴隙	60点	65点
<b>その他</b>		
有床義歯修理	240点	252点



## 第13部「**歯科矯正**」における評価の見直し

### 対象疾患の追加

➤ 歯科矯正の対象となる疾患の追加と疾患名の標記の見直しを行う。

現行	改定後
<p>【歯科矯正の対象となる疾患】</p> <p>7 別に厚生労働大臣が定める疾患とは、次のものをいう。(抜粋)</p> <p>(23)顔面裂</p> <p>(34) 頭蓋骨癒合症(クルーゾン症候群、尖頭合指症を含む。)</p> <p>(41) 6歯以上の先天性部分(性)無歯症</p> <p>(45) ポリエックス症候群</p> <p>(53) その他顎・口腔の先天異常</p>	<p>【歯科矯正の対象となる疾患】</p> <p>7 別に厚生労働大臣が定める疾患とは、次のものをいう。(抜粋)</p> <p>(23)顔面裂(横顔裂、斜顔裂及び正中顔裂を含む。)</p> <p>(34) 頭蓋骨癒合症(クルーゾン症候群及び尖頭合指症を含む。)</p> <p>(41) 6歯以上の先天性部分無歯症</p> <p>(45) ポリエックス症候群(XXX症候群、XXXX症候群及びXXXXX症候群を含む)</p> <p>(53) 線維性骨異形成症</p> <p>(54) スタージ・ウェーバ症候群</p> <p>(55) ケルビズム</p> <p>(56) 偽性副甲状腺機能低下症</p> <p>(57) Ekman-Westborg-Julin症候群</p> <p>(58) 常染色体重複症候群</p> <p>(59) その他顎・口腔の先天異常</p>



### (通知) 第13部 歯科矯正

通則7 別に厚生労働大臣が定める疾患とは、次のものをいう。

- (1)～(22) 略
- (23) 顔面裂(横顔裂、斜顔裂及び正中顔裂を含む。)
- (24)～(33) 略
- (34) 頭蓋骨癒合症(クルーゾン症候群及び尖頭合指症を含む。)



- (35) ～ (44) 略
- (45) ポリエックス症候群 (XXX 症候群、XXXX 症候群及び XXXXX 症候群を含む。)
- (46) ～(52) 略
- (53) 線維性骨異形成症
- (54) スタージ・ウェーバ症候群
- (55) ケルビズム
- (56) 偽性副甲状腺機能低下症
- (57) Ekman-Westborg-Julin 症候群
- (58) 常染色体重複症候群
- (59) その他顎・口腔の先天異常

## 9 参考2（保険医療機関及び保険医療養担当規則等の主な改正内容）

### （1）保険医療機関及び保険医療養担当規則

#### ・第3条（受給資格の確認）

保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、次に掲げるいずれかの方法によって療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によって当該確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りではない。

一 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「法」という。）第3条第13項に規定する電子資格確認

二 患者の提出する被保険者証

#### ・第4条（被保険者証の返還）

保険医療機関は、第3条第2号に掲げる方法により、療養の給付を受ける資格があることを確認した患者に対する療養の給付を受ける資格があることを確認した患者に対する療養の給付を担当しなくなったとき、その他正当な理由により当該患者から被保険者証の返還を求められたときは、これを遅滞なく当該患者に返還しなければならない。ただし、当該患者が死亡した場合は、法第100条、第105条又は第113条の規定により埋葬料、埋葬費又は家族埋葬料を受けるべき者に返還しなければならない。

#### ・第5条（一部負担金等の受領）

3 保険医療機関のうち、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）を有する同法第4条第1項に規定する地域医療支援病院（一般病床の数が200未満であるものを除く。）及び同法第4条の2第1項に規定する特定機能病院であるものは、法第70条第3項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一・二 （略）

#### ・第11条（入院）

2 保険医療機関は、病院にあつては、医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床の数の範囲内で、診療所にあつては、同法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は通知をした病床数の範囲内で、それぞれ患者を入院させなければならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

※ その他、各条項において、「処方せん」⇒「処方箋」への改正あり。

### （2）特定保険医療材料料

・支台築造	1 間接法（1）メタルコアを用いた場合 （ファイバーポスト）	イ 大臼歯	70点 ⇒ 65点
		ロ 小臼歯・前歯	44点 ⇒ 41点
		1本につき	91点 ⇒ 69点